

聖徳大学並びに聖徳大学短期大学部と松戸市の包括的な連携に関する協定書

聖徳大学並びに聖徳大学短期大学部と松戸市は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「和」の精神を建学の理念とし、学業や地域との連携を通じて「人間教育」の実現に努めている聖徳大学並びに聖徳大学短期大学部（以下「甲」という。）と松戸市（以下「乙」という。）が、包括的な連携のもとに、広範な分野で相互に人的資源を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 甲の地域貢献に関すること
- (2) 乙の施策の推進や地域の課題解決のための知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (3) 甲及び乙の人材の育成に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の連携にあたっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれの連携窓口を設置し、適宜連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は本協定に基づく連携にあたり、知り得た秘密について漏らしてはならない。本協定の有効期間中のみならず有効期間終了後も同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発行し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヶ月前までに両者のいずれからも申し出の無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月17日

甲) 千葉県松戸市岩瀬550番地

聖徳大学  
聖徳大学短期大学部

学長

川並弘純



乙) 千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市

松戸市長

本郷谷健次

